

南島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成31年3月22日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

平成 30 年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南島原市監査委員

# 平成30年度 定期監査及び行政監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

### 2 監査の対象部局

市民生活部	保険年金課、市民サービス課、税務課、健康対策課、環境課
衛生局	第一課、第二課
農林水産部	農林課、水産課、農村整備課
建設部	建設課、管理課、都市計画課
水道部	上水道課、下水道課
会計管理者	会計課
農業委員会事務局	
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、文化財課、加津佐小学校、口之津中学校

### 3 監査の期間

平成31年1月9日（水）から2月15日（金）まで

### 4 監査の範囲

平成30年度の歳入歳出執行状況と次の重点項目を対象とし監査を実施した。

- (1) 補助金に関する事務の執行状況
- (2) 随意契約に関する事務の執行状況
- (3) 防火管理に関する事務の執行状況
- (4) 決裁文書の管理状況
- (5) 備品の管理状況

### 5 監査の方法

監査の重点項目となる事務について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、財務事務が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

### 1 総 評

財務に関する事務の執行は補助金交付と随意契約を重点項目、行政事務の執行については防火管理、文書管理を重点項目として監査を実施した。

今後の行政運営に資するためにも、次のとおり総評する。

財務に関する事務の執行については、概ね適正であると認められた。しかしながら、特命随意契約や修繕伺いによる見積徴取を1者に特定する特命理由について、一部、理由を付していない事例が見受けられた。地方自治法施行令に基づく契約方式の例外であることを十分認識し、根拠を記載した理由書の作成を失念することなく決裁時に添付し、市民への説明が明確に行えるよう努められたい。

防火管理については、消火、通報、誘導、及び避難訓練を実施している事例は見られるものの、実施後の反省点や消防署職員の助言などについて書面による実施報告がなく、訓練の検証が行われていない。各所管において職員の異動は生じるものであり、次年度以降、職員の危機管理意識を高めるためにも訓練の検証を書面にて部局長へ報告し、有事を想定した訓練の取り組みに努められたい。

文書管理については、昨年同様、すべての部局で南島原市文書管理規程第24条違反が確認された。紙決裁における決裁年月日について文書管理システムへの登録を失念している事例が多数見受けられたが、監査期間中において指導を行った結果、概ね各課のシステム上の完結が確認された。決裁は起案の事柄の可否を決定することであり、その年月日は重要な記録となる。今後も決裁日を明確に記録し、適切な文書管理に努められたい。

備品管理については、対象とする小・中学校において現地調査を実施し、適正な台帳及びシステム管理が確認された。今後も、寄贈や小学校の統廃合に伴う移管などについて登録漏れや登録誤りがないよう努められたい。

また、建設部が管理する公用車について、自動車検査証（車検）の有効期間が満了した後に運行していた事実があり、29日間で16人に及んでいたことが判明した。すでに担当部・課長により南島原警察署へ届け出を行い再発防止の措置を講じているため、今回の行政監査における措置の改善は求めないが、市民の信頼を回復するためにも、今回の事態を深く反省し道路運送車両法を遵守した公用車管理に努められたい。

その他、事務の取り扱いに関して、是正、検討などを要する事項が若干見受けられた。今後、事務の執行に当たっては、指摘事項などに十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。  
各部署の監査の結果は、以下のとおりである。

## 2 検討又は改善を要望する事項

### 【市民生活部】

#### （保険年金課）

##### （1）随意契約について

特命随意契約について、決裁文書に特命随意契約理由書の添付漏れが確認された。前年度と同じ理由により同一業者と契約を締結する場合であっても、決裁時に理由書の添付を省略することなく、法令上の根拠を明確にされたい。

#### （市民サービス課）

##### （1）随意契約について

特命随意契約について、決裁文書に特命随意契約理由書の添付漏れが確認された。前年度と同じ理由により同一業者と契約を締結する場合であっても、決裁時に理由書の添付を省略することなく、法令上の根拠を明確にされたい。

##### （2）その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

#### （税務課）

##### （1）特に指摘する事項等はなかった。

#### （健康対策課）

##### （1）防火管理について

具体的な火災発生事例を見立てた避難訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

#### （環境課）

##### （1）特に指摘する事項等はなかった。

### 【衛生局】

#### （第一課）

##### （1）防火管理について

消防署職員立会いのもと訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点、消防署職

員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

### **(第二課)**

(1) 監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

## **【農林水産部】**

### **(農林課)**

(1) 防火管理について

消防署職員立会いのもと訓練を実施されているが、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

(2) 施設使用料について

平成 28 年度にも指摘しているが、農村婦人の家など 3 ヶ所の施設使用料が統一されていない。公平性を保つ上でも使用料の改正について検討されたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

### **(水産課)**

(1) 監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

### **(農村整備課)**

(1) 随意契約について

特命随意契約について、決裁文書に特命随意契約理由書の添付漏れが確認された。システム保守点検業務などの場合でも、決裁時に理由書の添付を省略することなく、法令上の根拠を明確にされたい。

(2) 修繕伺いについて

「早急な対応を要する」という起案文書の記載を 1 者選定の理由としているが、市民への説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1 者選定の根拠を明確にされたい。

(3) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

## 【建設部】

### （建設課）

#### （1）修繕伺いについて

1 者を選定した理由が決裁の中で明確でなかった。市民への説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1 者選定の根拠を明確にされたい。

### （管理課）

#### （1）随意契約について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に該当する施設から役務の提供を受ける場合において、決裁時の特命随意契約理由に地方自治法施行令上の根拠が示されていない。契約方式の例外であることを踏まえ、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による理由を付して根拠を明確にされたい。

### （都市計画課）

#### （1）防火管理について

防火管理者の設置を義務付けされている市営住宅で、消防訓練未実施の団地が確認された。消防計画書に基づき定期的な訓練が実施できるよう防火管理者としての責務に努められたい。

また、訓練の実施だけに留まらず、実施後、担当職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

（2）その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

## 【水道部】

### （上水道課）

（1）特に指摘する事項等はなかった。

### （下水道課）

（1）特に指摘する事項等はなかった。

## 【会計管理者】

### （会計課）

（1）特に指摘する事項等はなかった。

## 【農業委員会事務局】

(1) 監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

## 【教育委員会事務局】

### (教育総務課)

(1) 修繕伺いについて

管財契約課への合議を必要としない修繕伺いについて、1者を選定した理由が決裁の中で明確でなかった。市民への説明責任と公平性を保つ上でも決裁時に理由書を付し、1者選定の根拠を明確にされたい。

### (学校教育課)

(1) 補助金交付要綱の作成について

平成28年度にも同様の指摘を行い措置の状況の報告を求め、要綱の告示を行うと回答があった補助金について、現在もまだ個別の要綱を定めずに補助金を交付している事が確認された。年度内の作成に向け協議中とのことであるが、早急に補助金の目的、対象、算定などを明確にした要綱の整備を行い、告示の手続きを行われたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

### (生涯学習課)

(1) 防火管理について

#### (消防用設備)

コレジオホールの設備点検について、自動火災報知設備、非常警報装置、誘導灯の設備不良が確認された。過去2回の点検で不良と指摘されており、次年度修理対応を計画しているとのことであるが、市民の使用頻度が高く収容人員も多い施設で再度の指摘にもかかわらず、次年度に修理するのはいかなものか。できるだけ早急な対応に努められたい。

#### (避難訓練)

対象となる所管施設の避難訓練については、今年度すべて実施(予定も含め)が確認された。消防署職員立会いのもと訓練を実施した施設もあるが、消防署への実施報告に留まり、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管施設及び課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

### **(スポーツ振興課)**

#### **(1) 防火管理について**

消防署の立ち入り検査において、一部の体育館、武道館で消防計画書に基づく避難訓練などの未実施及び消防用設備不良が確認された。消防法の違反事項にあたるため、早急な訓練及び指摘事項の改修に努められたい。

また、訓練の実施だけに留まらず、実施後、施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

#### **(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。**

### **(文化財課)**

#### **(1) 防火管理について**

対象となる口之津歴史民俗資料館の避難訓練については、年に1回実施されており今年度も消防署職員立会いのもと地元消防団員、住民の参加を交えた実施が確認された。しかしながら、県への実施報告に留まり、課内に実施内容をまとめた書面の記録が残されていない。訓練後の施設管理職員の所見や反省点、消防署職員の助言などの報告書を作成し所管施設及び課内で供覧するとともに、職員の危機管理意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

### **(加津佐小学校)**

#### **(1) 特に指摘する事項等はなかった。**

### **(口之津中学校)**

#### **(1) 特に指摘する事項等はなかった。**